

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : J R九州エンジニアリング株式会社
法人番号 : 4290001021673
業者の住所 : 福岡県福岡市博多区冷泉町4-17

2 指名停止の期間
令和8年9月8日～令和8年10月7日（1か月）

3 指名停止の措置対象地区
九州沖縄地区

4 事実概要

J R九州エンジニアリング株式会社は、大分県内で請け負った機械器具設置工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月16日、建設業許可部局である九州地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第13号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 調達契約部 契約管理課 TEL 045-222-9041(直通)